

水戸市水泳協会表彰内規

〈目的〉

第1条 本会規約第23条により、第4条（5）功労者の表彰及び優秀選手者の表彰に関する
ことについては、次のとおり内規を定めるものとする。

〈功労者表彰〉

第2条 本会の目的及び事業の発展に功労のあった者。

2. 表彰者の決定は、常任理事会の議を経て承認を得るものとする。
3. 表彰の期日は、総会開催時とする。
4. 表彰に際して、会長より感謝状を授与し記念品を贈呈する。

〈優秀選手者表彰〉

第3条 当該年度の全国大会等で活躍した者及びそれに準ずる者とする。

2. 当該年度の小学生で男女各1名とする。ただし該当者がいない場合は行わない。
3. 表彰者の決定は、常任理事会の議を経て承認を得るものとする。
4. 表彰の期日は、総会開催時とする。
5. 表彰に際して、会長より賞状を授与し記念品を贈呈する。

〈補則〉

第4条 本規定に定めるほかに必要な事項は常任理事会で定めることができる。

〈付則〉

この内規は、平成24年7月7日から施行する。